

建築士法第27条の2第7項に基づく
開設者・管理建築士のための
建築士事務所の管理研修会テキスト

平成29年度
大改訂

これからの 建築士事務所の 経営と展望

平成29年6月、管理研修会のさらなる推進を目指し、5年ぶりにテキストを大改訂しました。タイトルも「これからの建築士事務所の経営と展望」と一新し、建築士事務所経営に必要な実務的知識を盛り込み、また時流に即したテーマを掘り下げて内容を充実させました。

7月から各都道府県建築士事務所協会と一般社団法人日本建築士事務所協会連合会の共催により、新テキストを使用して研修会を開催してまいります。開催日程等については、一般社団法人日本建築士事務所協会連合会へお問い合わせください。

テキストの概要

- 第1章 建築士事務所の業務と展望
建築士事務所運営における、基本的な姿勢と建築設計を取り巻く経営環境について
- 第2章 これからの建築士事務所経営
建築士事務所運営において、踏まえておくべき必須の知識について
- 第3章 建築技術の新しい動向
建築技術の最近の動向から、建築士事務所が特に着目すべき事項について
- 第4章 トラブル対応とリスク管理
建築士事務所が危機管理のために留意すべき事項を事例に即して紹介、また賠償責任保険についても解説
- 法令編 建築士事務所の運営管理に関する法令事項
建築士法などの法令について、手引き書としての活用を想定した内容



建築士法第27条の2第7項に基づく 開設者・管理建築士のための 建築士事務所の管理研修会

研修会の趣旨

建築士事務所の業務に責任を持ち契約締結者となる開設者と、建築士事務所を管理し技術的事項を総括する管理建築士は、建築士事務所の運営はもとより業務委託者に対する責任を負っており、社会変化に応じた最新の法制度や技術等に精通し、その資質を維持・向上していくことが求められています。

本研修会は、建築士事務所の管理・運営を適切に進める上で把握しておくべき重要事項を網羅した内容となっており、5年ごとの事務所登録の更新の機会に合わせて受講することで、資質の維持・向上を図り、業務委託者の期待に応えるべく業務の適正化や建築物の質の向上を目指すことを目的としています。

管理建築士にとっては…

所属建築士として「建築士定期講習」の受講が義務付けられていますが、本研修会では管理建築士として要求される建築士事務所の管理に関する事項、および社会情勢の変化に伴って求められる最新知識を学習していただくことになります。

建築士でない開設者にとっては…

法定講習の受講義務がないため、建築士事務所の管理・運営について学ぶ、唯一の機会となります。

法定講習（管理建築士講習・建築士定期講習）との受講イメージ

		講習の受講義務	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年	8 年	9 年	10 年	
建築士事務所	建築士事務所に所属する建築士	建築士定期講習 3年ごとの受講義務	受講間隔 3年			定期講習	受講間隔 3年			定期講習	受講間隔 3年		定期講習
	管理建築士	管理建築士講習 1度のみの受講義務	管理建築士講習										
	建築士でない開設者	—	現行の法定講習では、斜線範囲の学習機会がないため、管理研修会の定期的な受講が継続的な資質の維持・向上に有効と考えられます。										

勸奨受講計画

管理建築士	本研修会 事務所登録の更新に 合わせて5年ごとの 受講を勸奨	管理建築士講習	受講間隔 5年					管理研修会	受講間隔 5年					管理研修会
建築士でない開設者		管理研修会	受講間隔 5年					管理研修会	受講間隔 5年					管理研修会

< お問い合わせ・お申し込み先 >

一般社団法人 山口県建築士事務所協会



〒753-0072 山口市大手町3番8号 山口県建築士会館内
TEL 083-925-6701 / FAX 083-925-6763
ホームページ <http://www.y-jimukyo.com/>
E-mail aak34230@pop21.odn.ne.jp